＊2020 年 2 月 28 日改訂（第 3 版）
2015 年 9 月 2 日改訂（第 2 版）（新記載要領に基づく改訂）

医療機器製造販売届出番号 13B1X00249SK0002

機械器具　５８　整形用器具器械

一般医療機器　手術用クラウンドリルビット　37871001

骨生検リーマー

【形状・構造及び原理等】＊

１．形状

骨生検リーマー

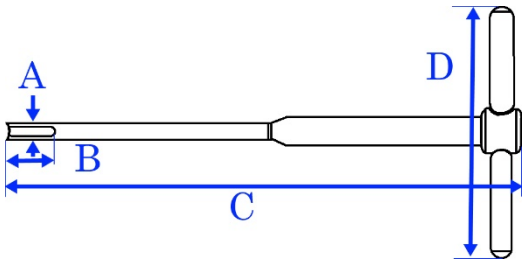

商品コード	先端部の外径 A(mm)	中空の長さ B(mm)	全長 C(mm)	把手部の幅 D(mm)
RBB－01	6.0	15.0	192.0	90.0

２．原材料（接触部の組成）

ステンレス鋼

３．動作原理＊

本品の先端部を骨にあて、把手部から先端部方向に押しながら回転させ、中空にて骨を採取する。

【使用目的又は効果】

生検用に骨の中心部を採取するために用いる中空の穿孔器具。

【使用方法等】

１．使用前の確認

本品が十分に洗浄、滅菌されていることを確認する。

２．準備・操作

（１）あらかじめ、リーマーハンドル　ＬＫＤＲ６５ＳＨにとりつけたリーマー　ＬＫＤＲ６５Ｓ（両商品とも販売名：骨採取器　医療機器製造販売届出番号：１３Ｂ１Ｘ００２４９ＳＸ０００２　製造販売業者：ユフ精器株式会社）を用いて、処置部にその先端部と同じ寸法の型をとる。

（２）本品の先端部をあて、把手部から先端部方向へ押しながら、回転させる。

（３）本品を処置部から引き抜き、中空内に詰まった円柱状の骨を採取する。

３．使用後

【保守・点検に係る事項】１．に示すように洗浄・滅菌する。

【使用上の注意】

１．重要な基本的注意

（１）本品は未滅菌品であるので、必ず適切な滅菌を行い、滅菌されたことを確認してから使用すること。

（２）金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、表面が破損するので使用しないこと。

（３）使用前に、破損・変形亀裂・傷・摩耗がないか、適切に機能するかどうかを点検すること。破損等が確認された場合は使用しないこと。

（４）破損、曲がり等の原因になり得るので使用時には必要以上の力を加えないこと。

（５）使用時に、破損し、体内に破損片が残存した場合、腐食やアレルギー、感染症を引き起こす可能性がある。

【保管方法及び有効期間等】

清潔な場所に室温で保管すること。

【保守・点検に係る事項】

１．洗浄・滅菌方法

（１）水洗いし、付着物を取り除く。

（２）石鹸、又は医療用中性洗剤等を用い、柔らかいブラシ、スポンジ等で軽くこすり洗いをする。

（３）蒸留水または脱イオン水を用い、よくすすぎ、乾燥させる。

（４）高圧蒸気滅菌、又はＥＯＧ滅菌にて滅菌する。

例）高圧蒸気滅菌推奨条件

温度	時間	気圧
121℃	20 分以上	98.067kPa

２．使用者による保守点検事項

本品が漂白剤、消毒液等の塩素及びヨウ素溶液に曝された場合、直ちに清水で洗浄すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者・製造業者

ユフ精器株式会社
〒113-0034
東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 20 号
ＴＥＬ：03-3811-1131
ＦＡＸ：03-3811-1727